

事業方針

地域では、人口減少・少子高齢化に伴い、核家族化や高齢者単身世帯の増加が、より一層、深刻化するとともに、地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、社会的孤立や経済的困窮、高齢者や子どもに対する虐待、子育て不安など、既存の制度だけでは、対応が難しい生活課題が顕在化しています。

また、高齢者や障がい者への支援ニーズが拡大する一方で、生産年齢人口の減少などに起因した人手不足は、介護福祉現場だけでなく、地域での福祉活動の担い手の減少など、様々な分野に共通する深刻な課題となっています。

このような中、全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会が置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据え、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる基本要項を33年ぶりに改定し、「社会福祉協議会基本要項2025」を策定しました。

また、高松市社会福祉協議会においては、先述の複雑化・複合化した課題に対応すべく、令和6年度から9年度までの4年間を計画期間とする「第5期地域福祉活動計画」及び「第3期発展強化計画」を策定し、その基本理念として

「みんなで つなぎ ささえる
ふだんのくらし 地域の未来」



を掲げています。

この理念の下、新たに社協の使命が明記された「社会福祉協議会基本要項2025」の内容も踏まえつつ、職員同士がコミュニケーションをしっかりと取りながら、複雑化・多様化する地域課題に対応すべく、高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者等、様々な立場の人に寄り添い、全ての人が住み慣れた地域で安心して、その人らしく生活を営むことができるよう、行政、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等の福祉関係団体を始め、福祉活動を行う企業等関係者とも連携・協働しながら、各種事業に取り組んでまいります。



重点項目

「第5期地域福祉活動計画」及び「第3期発展強化計画」に基づき、地域福祉活動を推進するとともに、令和8年度では、5年後、10年後を見据えて次の重点項目を掲げ、地域福祉活動の推進を担う中核的組織として、積極的に取り組みます。

◆経営基盤の安定・強化

昨今の物価高騰は、本会の経営にも大きな影響を与えており、今後も、その推移は、予見し難い状況にあります。このような中、地域社会の福祉需要に対応すべく、人材確保・育成を含む組織体制の見直し・強化を図るとともに、第3期発展・強化計画に基づく収支健全化に努めることで、職員の日々の働きに答え、将来にわたる持続的かつ効果的な事業運営を目指します。

◆人材の確保・育成・定着

人材確保において厳しい状況に直面する中、職員が働きやすく、働き続けられる職場とするため、給与体系や初任給の見直し、職員紹介制度の導入による人材確保や、新採職員への適切な研修・支援の提供、福利厚生制度の充実や在宅勤務の推進、また、定年延長や定年後の継続雇用の検討など、働きやすい環境整備を通じて、人材の育成・定着を図ります。

◆災害時対応の体制強化

大規模災害発生時に被災者支援を円滑に行うため、行政や社会福祉法人などの関係機関との連携協力体制の構築に努めるとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた啓発活動等を行います。

また、災害時においても、本会として重要事業や利用者に対する福祉サービスを継続して提供できるよう、事業継続計画（BCP）等の見直しを行うほか、これに基づく訓練を実施するなど、職員の防災意識の高揚に努めます。

◆DXの推進

特定の職員に依存が強い労務管理業務の中で、会計や給与等の定型業務の一部又は全部を外部の専門業者に委託する（アウトソーシング）ことで、業務停滞等のリスクを解消します。

また、引き続き、災害等により、社内のサーバーや端末がダメージを受けた際に、業務の継続を可能とすることも念頭に、スマートフォン等の端末機器で、どこからでもリアルタイムに必要な情報を確認できるようクラウド化を検討します。



1 みんなで助け合う地域づくり

(1) 地域福祉活動の支援

(重点実施項目)・地区社会福祉協議会の活動支援
・多様な地域活動への支援

| | | |
|---|----------------------|-----|
| ア | 地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業 | P 1 |
| イ | 地域福祉活動促進事業 | P 1 |
| ウ | 地区社協広報紙発行事業 | P 1 |
| エ | ふれあい・いきいきサロン推進事業 | P 1 |
| オ | 離島生活支援事業 | P 1 |
| カ | 買物支援サービス事業 | P 2 |
| キ | フードバンク・ものバンク事業 | P 2 |

(2) 地域での助け合う体制の充実・強化

(重点実施項目)・地域課題解決に向けた仕組みづくり
・総合相談機能の強化

| | | |
|---|----------------------------------|-----|
| ア | 重層的支援体制整備事業 | |
| | (ア) 地域支え合い推進員設置事業 (生活支援コーディネーター) | P 2 |
| | (イ) まるごと福祉相談員事業 | P 3 |
| イ | 心配ごと相談事業 | P 3 |
| ウ | 老人介護支援センター事業 | P 3 |

2 地域福祉を支える仲間づくり

(1) 担い手の育成と活動の支援

(重点実施項目)・福祉の担い手の確保・育成
・社会参加の促進

| | | |
|---|------------------------------|-----|
| ア | ボランティア活動の支援 (ボランティア活動保険の普及) | P 4 |
| イ | 共助の基盤づくり事業 (地域福祉フォーラム・情報共有会) | P 4 |

(2) 連携・協働の基盤強化

(重点実施項目)・多様な団体の連携・協働の場づくり
・意識醸成と情報発信

| | | |
|---|-------------------------|-----|
| ア | 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 | P 4 |
| イ | ふくし教育（福祉出前講座）事業 | P 5 |
| ウ | 福祉的職場体験事業 | P 5 |
| エ | 社会福祉大会の開催 | P 5 |
| オ | 情報発信（広報紙・ホームページ・SNS・動画） | P 6 |

3 地域社会を支える福祉サービスの提供

(1) 自立支援の推進

(重点実施項目)・権利擁護の充実
・自立に向けた支援の推進

| | | |
|---|-----------------------------|-----|
| ア | 権利擁護センター事業 | |
| | （ア）日常生活自立支援事業 | P 6 |
| | （イ）法人成年後見事業 | P 6 |
| | （ウ）成年後見制度利用促進中核機関事業 | P 6 |
| | （エ）見守りあんしんサポート事業（死後事務委任） | P 7 |
| イ | 自立相談支援センター事業 | |
| | （ア）生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業 | P 7 |
| | （イ）生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業） | P 8 |
| | （ウ）住居確保給付金に係る支援事業 | P 9 |
| | （エ）家計改善支援事業 | P 9 |
| | （オ）無料職業紹介事業 | P 9 |
| ウ | たすけ合い金庫事業 | P 9 |

(2) ニーズに対応したサービスの提供

(重点実施項目)・介護サービス事業等の推進
・子育て支援等、多様な福祉サービスの提供

| | | |
|---|--------------------------------------|------|
| ア | 介護保険関連事業 | |
| | （ア）指定居宅介護支援事業 | P 9 |
| | （イ）指定訪問介護事業 | P 10 |
| | （ウ）高松市介護予防訪問介護相当サービス事業・高松市訪問型サービスA事業 | P 10 |

| | |
|---|-------|
| (工) 指定通所介護事業 | P 1 0 |
| (才) 高松市介護予防通所介護相当サービス事業・高松市通所型 サービスA事業 | P 1 0 |
| (力) 指定訪問入浴介護事業 | P 1 1 |
| (キ) 要介護認定調査事業 | P 1 1 |
| (ク) 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業 (医療保険含む) | P 1 1 |
| イ 介護職員等養成研修 | |
| (ア) 介護職員初任者養成研修 | P 1 1 |
| (イ) 同行援護従業者養成研修 | P 1 2 |
| (ウ) 全身性障害者移動支援従業者養成研修 | P 1 2 |
| ウ 障害福祉サービス関連事業 | |
| (ア) 指定居宅介護事業 | P 1 2 |
| (イ) 指定重度訪問介護事業 | P 1 2 |
| (ウ) 指定同行援護事業 | P 1 2 |
| (エ) 移動支援事業 | P 1 3 |
| (オ) 指定計画相談支援事業 | P 1 3 |
| (カ) 身体障害者訪問入浴事業 | P 1 3 |
| エ 車いす貸与事業 | P 1 3 |
| オ 身体障害者福祉センターコスモス園事業 | P 1 3 |
| カ 子どもの学習・生活支援事業 | P 1 4 |
| キ 香川おもいやりネットワーク事業への参画 | P 1 4 |
| ク 在宅福祉サービス事業 | P 1 4 |
| ケ 多胎妊産婦支援事業 | P 1 4 |
| コ ひとり親家庭等日常生活支援事業 | P 1 4 |
| サ 子育て世帯訪問支援事業 (ヤングケアラー) | P 1 4 |

4 施設の管理運営及び支所活動の推進

| | |
|----------------|-------|
| ア 福祉センター等の管理運営 | P 1 5 |
| イ 支所活動の推進 | P 1 5 |





1 みんなで助け合う地域づくり

(1) 地域福祉活動の支援

ア 地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業

地域福祉活動を強化・推進するため、地区社会福祉協議会に対して、活動費の一部助成を行い、自主的な福祉活動を促進します。

イ 地域福祉活動促進事業

福祉まつりや介護教室、料理教室、慰問活動、世代間交流など、地域福祉の向上を目的として、地区社会福祉協議会が実施する活動を支援します。



男木地区 餅つき大会

ウ 地区社協広報紙発行事業

地域住民に対して、身近な福祉に関する情報を提供し、地区社協活動への理解と協力を得ることを目的に、広報紙を発行する地区社会福祉協議会に対する支援を行います。

エ ふれあい・いきいきサロン推進事業



松島地区

地域におけるふれあい・交流活動を活発化させるとともに、地域で孤立しがちな高齢者や子育て世帯などの交流の場の提供や、仲間づくりを進めるためのサロン活動等を実施する地区社会福祉協議会を支援します。

オ 離島生活支援事業

男木島及び女木島において、高齢者や障がい者が、通院や買い物をする際に、送迎を行うための車両を地域に提供することにより、自宅に閉じこもりがちな高齢者等の日常生活を支援します。

カ 買い物支援サービス事業

公共交通機関が不便な山間部において、自家用車等の移動手段がなく、日常の食料品や生活用品の買物に支障がある高齢者等に対して、地域の協力を得ながら、自宅と店舗間を自動車で送迎する買い物支援サービスを実施します。



塩江地区

キ フードバンク・ものバンク事業



民間企業からの寄贈

企業や個人等から寄付のあった食料品や生活に必要な日用品、関係機関を通じて回収した学用品等を集積し、必要に応じて、困窮世帯や福祉施設、子ども食堂、大学生等に提供することにより、子育て世帯の孤立化防止や困窮世帯の自立支援につなげます。

(2) 地域での助け合う体制の充実・強化

ア 重層的支援体制整備事業

(ア) 地域支え合い推進員設置事業（生活支援コーディネーター）

地域における支え合いの取組を推進するため、各地区に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域福祉ネットワーク会議の設置・運営などを支援するとともに、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。



香南地区地域福祉ネットワーク会議
～第100回記念～



牟礼地区地域福祉ネットワーク会議
～☆牟礼小学校の子どもたちとの
「こなんなんあったらいいな」会議☆～

(イ) まるごと福祉相談員事業

地域共生社会の実現に向けて、「まるごと福祉相談員」を市内全域に配置し、困っている人を訪問などで見つけ出し、困りごとを抱える人や世帯の相談支援を行うとともに、関係機関と連携して支援のコーディネートを行います。



まるごと福祉相談員～相談の場面～



イ 心配ごと相談事業

地域の人々が抱える心配ごとや日常の困りごとについて、様々な分野の専門家が問題解決に向けて、無料で相談に応じます。

| 種類 | 内容 | 場所 | 回数 | |
|------|----------------|-------------------------------------|-------|-------|
| 一般相談 | 生活の困りごとについての相談 | 本所 支所 | 月1回程度 | |
| 専門相談 | 弁護士相談 | 弁護士による各種の法律相談 | 本所 | 年3回程度 |
| | 総合相談 | 専門機関による総合的な相談 | 本所 | 年1回程度 |
| | 暮らしの行政相談 | 四国行政評価支局の相談員による行政の仕事などの困りごと等についての相談 | 本所 | 月1回程度 |

ウ 老人介護支援センター事業



高松市地域包括支援センターのランチ（地域の身近な相談窓口）として、本所及び塩江・香川・香南・国分寺支所において、地域の高齢者又は、その家族らの相談に24時間体制で応じるとともに、その方々が必要とする様々な福祉サービスが的確に受けられるよう、連絡調整や利用手続きを行います。

2 地域福祉を支える仲間づくり

(1) 担い手の育成と活動の支援

ア ボランティア活動の支援（ボランティア活動保険の普及）

ボランティア活動での万一の事故に備え、参加者が安心して活動できるよう、ボランティア活動保険への加入を促進します。

イ 共助の基盤づくり事業（地域福祉フォーラム・情報共有会）

地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織、人材を育成し、地域住民相互の共助の取組の活性化を図るため、情報共有会や地域福祉フォーラムを開催します。



本庁ブロック情報共有会



地域福祉フォーラム

(2) 連携・協働の基盤強化

ア 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

小規模法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携する中で、プラットフォームを形成し、制度の狭間による緊急一時的な支援を要する方への支援方策や、新規人材の確保・定着支援の取組について協議を行います。



緊急一時的支援事業にかかるネットワーク会議



イ ふくし教育（福祉出前講座）事業

地域での支え合い・助け合いの意識を育み、福祉への関心・理解を高めることを目的として、職員が学校や地域、企業などに出向き、福祉に関する学びの場の提供や、暮らしに身近な話題に関する情報提供を行います。

また、ふくし教育の更なる推進を目指し、当事者団体等と協力関係を構築できるよう、担当職員の選定や事業の見直しを検討します。



社協ヘルパーによる聴覚障がいの講話



小学校での車椅子体験講座

***** 講座内容の一例 *****

- ・高松市社会福祉協議会について
- ・介護保険について
- ・介護離職を防ぐために
- ・いつまでも元気であるために
- ・合理的配慮について
- ・助け合い体験ゲーム
- ・マネープランゲーム
- ・家計のやりくり
- ・ライフプランノート
- ・災害に備えて
- ・災害ボランティアについて
- ・今日から始めよう！認知症予防
- ・優しさ体験
(車いす体験、高齢者疑似体験) など

ウ 福祉的職場体験事業

福祉・介護を支える人材の育成と確保の観点から、社会福祉関係の資格取得に必要な現場実習の場の提供や、中・高・大学生や専門学校生を対象とした福祉の職場体験により、社会福祉への理解や就業への動機付けを促進します。

エ 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉に尽力された人々を顕彰するとともに、大会を通じて地域福祉に対する理解を一層深めるなど、福祉関係者の意識啓発を行うため、社会福祉大会を開催し、豊かな福祉文化の土壌づくりに努めます。令和8年度は、節目となる第70回目の大会となります。



オ 情報発信（広報紙・ホームページ・SNS・動画）

新たにLINE公式アカウントを作成し、即時性を高めるためのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用を努め、情報発信力を強化します。

また、令和7年度にリニューアルしたホームページを始め、facebook、YouTube、広報紙等、多様な媒体を活用し、必要としている方に必要な情報が届けられるよう、幅広い福祉情報の提供及び啓発普及活動に積極的に取り組みます。

3 地域社会を支える福祉サービスの提供

(1) 自立支援の推進



ア 権利擁護センター事業

(ア) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で判断能力の不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。

(イ) 法人成年後見事業

家庭裁判所の審判により、判断能力が不十分な方に代わって本人の財産や権利を守る成年後見人等を受任します。また、尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した支援を行います。

(ウ) 成年後見制度利用促進中核機関事業

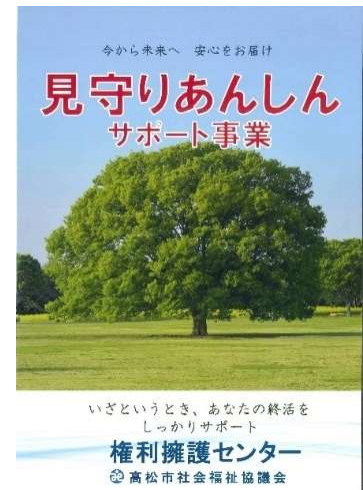
認知症高齢者や障がいのある人など、権利擁護支援を必要としている方を含めた全ての方が、尊厳ある自分らしい生活を継続しつつ、地域社会に貢献できるようにするため、福祉や司法など、様々な分野における専門職団体や関係機関が連携し、地域課題の解決に向けて取り組みます。また、成年後見制度の利用促進に向けた広報活動、相談支援の充実、成年後見人等の担い手確保のための市民後見人育成研修などにも取り組みます。

(エ) 見守りあんしんサポート事業（死後事務委任）

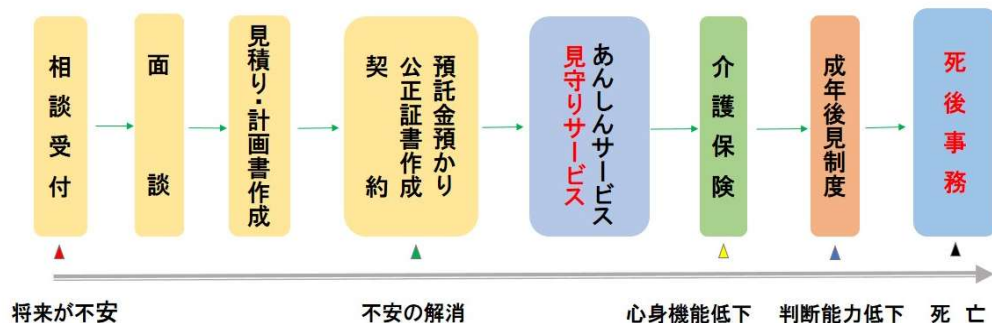
頼れる親族がない人と、判断能力があるうちに公正証書契約を結び、預託金により、葬儀・埋葬、家財処分、役所への届出などの死後事務を行います。

また、毎月、訪問して心身の状況を確認するとともに、入退院時等の支援や日常生活支援等を行うことで、地域で安心して暮らせるようにサポートします。

現在、国において、頼れる身寄りがない高齢者等を支援する新たな事業の創設が検討されていることから、今後、国の動向を注視しながら、事業の見直しを検討します。



死後事務委任 + 見守りサービス



対象者 70歳以上、子どもがなく、契約能力のある方

イ 自立相談支援センター事業

(ア) 生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業

低所得者世帯・障がい者世帯、又は高齢者世帯等の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図るとともに、安定した生活が送れるよう、生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の受付、相談・支援を行います。

■ 貸付制度の種類

- ・失業し、生活に困っている。
- ・再就職するまでの生活費を借りたい。

等

総合支援資金

日常生活に困難を抱えており、必要な資金を貸し付けることで、自立が見込まれる世帯への貸付
※生活困窮者自立支援制度の支援必要

- ・引っ越しや葬儀の費用が足りない。
- ・技能習得のために、一定期間、収入がなくなる。
- ・災害により、住居を失った。

等

福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するための一時的に必要なと見込まれる経費の貸付

- ・初任給までの生活費が足りない。
- ・医療費の支払いにより、生活費が不足した。
- ・災害により避難し、手元に現金がない。

等

緊急小口資金

緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の貸付

・高校・大学等への就学費用を借りたい。



教育支援資金

高校・大学等への就学や入学に必要な経費の貸付

・持家で継続して生活したいが、生活費が足りない。
等



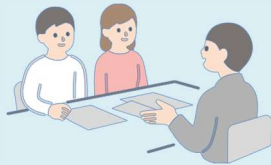
不動産担保型生活資金

所有の住居を担保にした生活費の貸付

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金の借受人を対象に、償還や困窮等の相談・支援を行うとともに、アンケートにより把握した状況を基に、引き続きフォローアップ支援を行います。

■特例貸付借受人へのフォローアップ支援■

自立相談支援センター



- ・償還に関する相談
- ・償還免除等の手続支援
- ・自立に向けた相談支援
- ・家計、就労等の各種支援

- ・アンケート調査による状況把握
- ・訪問等のアウトリーチ



償還免除の方、償還が困難な方等

(イ) 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援センターたかまつ」で、第二のセーフティネットの対象となる失業者や低所得世帯などからの生活相談に応じるとともに、複雑化・複合化する相談ケースに対して、家計改善支援事業や就労準備支援事業などを活用し、効果的・効率的に支援プランの策定を行います。

また、地域の社会資源である他制度のネットワークや他機関等と密接に連携した支援を行うとともに、相談に訪れることができない方や特例貸付金の償還が困難な方などに対して、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型支援を積極的に行います。



(ウ) 住居確保給付金に係る支援事業

離職から原則2年以内、又は休業等で離職と同程度の状況にあり、家賃の支払いに困っている方に対して、就職に向けた活動等を条件に、一定期間、家主に対して家賃相当額を支給します。

また、著しく収入が減少し、自立相談支援事業での家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められた方に対して、転居のための初期費用を補助します。

(エ) 家計改善支援事業

家計収支のバランスがとれていないなどの理由で、家計が苦しく生活が困窮している方からの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて、相談者自身が家計を管理できるよう支援します。



(オ) 無料職業紹介事業

就労支援の一つとして、相談者から求職の申込みを受け付け、人材を必要としている事業所とマッチングを行うことによって、相互の雇用関係が円滑に成立するよう支援します。

ウ たすけ合い金庫事業

生活困窮者の一時的な援助等を目的に、1,000万円（高松市850万円、本会150万円）を原資金として、各地区民生委員児童委員協議会への委託・運営により、少額の生活費等の貸付けを行います。

(2) ニーズに対応したサービスの提供

ア 介護保険関連事業

(ア) 指定居宅介護支援事業

要支援又は要介護状態となっても、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者との話し合いの下に、適切な介護サービス等を総合的に提供するための居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。



(イ) 指定訪問介護事業



訪問介護員（ホームヘルパー）が、要介護者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理・洗濯・清掃等の生活援助を行います。

(ウ) 高松市介護予防訪問介護相当サービス事業・高松市訪問型サービス A 事業



要支援状態の維持・改善を図るとともに、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパー等が利用者の自宅を訪問し、家事等の生活援助を行います。

(エ) 指定通所介護事業

本所、香川、香南、国分寺の各デイサービスセンターで、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。



本所デイサービス



香川デイサービス

(オ) 高松市介護予防通所介護相当サービス事業・高松市通所型サービス A 事業

要支援状態の方が、自立した日常生活を営むことができるよう、通所により必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図ります。

(カ) 指定訪問入浴介護事業



要介護状態となっても、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室に介護専用浴槽を持ち込み、入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図ります。

(キ) 要介護認定調査事業

高松市からの委託を受けて、要介護状態又は要支援状態にあるかどうかの介護保険給付の要件を確認するため、調査員が家庭等を訪問し、公平・公正に調査を行います。



(ク) 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業（医療保険含む）



病気や障がいがあっても、自宅で安心して日常生活を営むことができるよう、主治医の指示や連携の下に看護師等が自宅を訪問し、病状観察や看護処置、日常生活の支援、日常生活動作の訓練、介護方法の指導・相談などを行うことにより、家族を含めた在宅療養を支援します。

イ 介護職員等養成研修

(ア) 介護職員初任者養成研修

福祉や介護の未経験者や、他業種からの転職を考えている方等、多様な人材の参入を促し、介護職員として働く上で必要な知識と技術を習得することを目的に、介護現場に従事する訪問介護員（ホームヘルパー）等の養成を行います。



(イ) 同行援護従業者養成研修



視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切に行う同行援護従業者の養成を行います。

(ウ) 全身性障害者移動支援従業者養成研修

全身にわたる運動及び機能障がい、四肢体幹機能障がいがあり、行動上、著しい困難を有する全身性障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切かつ効果的に行う全身性ガイドヘルパーの養成を行います。



ウ 障害福祉サービス関連事業

(ア) 指定居宅介護事業

障がい者等（身体・知的・精神障がい者・障がい児・難病等対象者）が、自宅で自立した日常生活が送れるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(イ) 指定重度訪問介護事業

常時介護を要する重度の肢体不自由又は重度の知的障がい、若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者が、自宅で自立した日常生活を送れるよう、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(ウ) 指定同行援護事業

移動に著しい困難を有する視覚障がい者等が、自宅で自立した日常生活が送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供・移動の援護・排せつ・食事等の介護、その他必要な援助を行います。



(エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が、自宅で自立した日常生活を送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他必要な援助を行います。



(オ) 指定計画相談支援事業

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しや、一定期間ごとのモニタリングなどの支援を行います。

(カ) 身体障害者訪問入浴事業



寝たきりの身体障がい者の家庭に入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

エ 車いす貸与事業

介助・通院・旅行等の用途で一時的に車いすを必要とする場合や、学校等での福祉教育を目的とした体験学習等を実施する場合に、車いすの貸出しを行います。



オ 身体障害者福祉センターコスモス園事業

身体障がい者に対して、各種相談に応じるとともに、できるようになる喜びを仲間と共に体感し、心豊かな日常生活が送れるよう、日常生活訓練、社会適応訓練、創作的活動、スポーツレクリエーション等を行い、身体障がい者の福祉の増進を図ります。



ピラティス教室の様子



食の教室の様子

カ 子どもの学習・生活支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯の子ども（中学生）を対象に、学習力の向上を図り、高校進学や将来の安定的な就労につなげる学習支援教室を市内5か所で開催するとともに、開催教室数の増加を検討します。

また、保護者等に対する子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する情報提供、関係機関との連絡調整を行います。

キ 香川おもいやりネットワーク事業への参画



県内の社会福祉法人や社会福祉協議会、民生委員児童委員など、関係機関・団体が協働して、さまざまな「生活のしづらさ」を抱える人を「地域全体が支援する仕組み」を作ることにより、普段の暮らしを支えることを目指す「香川おもいやりネットワーク事業」に、引き続き参画し、支援活動を実践します。

ク 在宅福祉サービス事業

担い手として加入した「協力会員」が、日常生活に困っている高齢者や障がい者、子育て世帯などの「利用会員」に、家事支援、通院・外出支援のサービスを提供することにより、困りごとを抱える方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

| 家事支援 | 通院・外出支援 |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 掃除、調理、洗濯、買い物等、日常生活に必要なサポートを行います。 | ひとりでの外出が不安な方の、買い物や散歩、通院等に付き添います。 |

ケ 多胎妊産婦支援事業

孤立しやすく、産前産後で育児などの負担が多い双子・三つ子などの多胎妊婦、多胎家庭に、サポーターを派遣し、食事の準備及び後片付け、洗濯、生活必需品の買物等の家事支援を行います。



コ ひとり親家庭等日常生活支援事業

生活援助が必要なひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的に、家庭生活支援員を派遣し、家事や食事の準備等を行います。

サ 子育て世帯訪問支援事業（ヤングケアラー）

家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭をヘルパーが訪問し、調理・洗濯・清掃・買い物など、日常的な家事や育児に関することを支援します。

4 施設の管理運営及び支所活動の推進

ア 福祉センター等の管理運営

地域住民のニーズに応じた福祉サービスや福祉情報の提供等を行うなど、本会が地域住民と連携して地域福祉活動を推進していくための活動拠点として、福祉コミュニティセンター高松（西館、東館）、香川社会福祉センター、香南社会福祉センター及び国分寺社会福祉センターの円滑な管理運営を行います。

■本所



福祉コミュニティセンター高松 西館



福祉コミュニティセンター高松 東館

イ 支所活動の推進

香川・国分寺・牟礼・庵治・香南及び塩江の各支所が、より一層、地域住民にとって身近な存在となるよう、組織体制について検討するなど、相談しやすい拠点づくりに取り組みます。

■支所



香川支所 香川社会福祉センター



国分寺支所 国分寺社会福祉センター



牟礼支所



庵治支所



香南支所 香南社会福祉センター



塩江支所

香南支所周辺の道路改良工事や再整備に伴い、通所介護事業を始めとする各種実施事業の運営に支障がないよう努めます。

令和8年度中の高松市塩江支所内への移転について、継続して高松市と協議を行います。

社協塩江支所の移転予定場所（高松市塩江支所）

